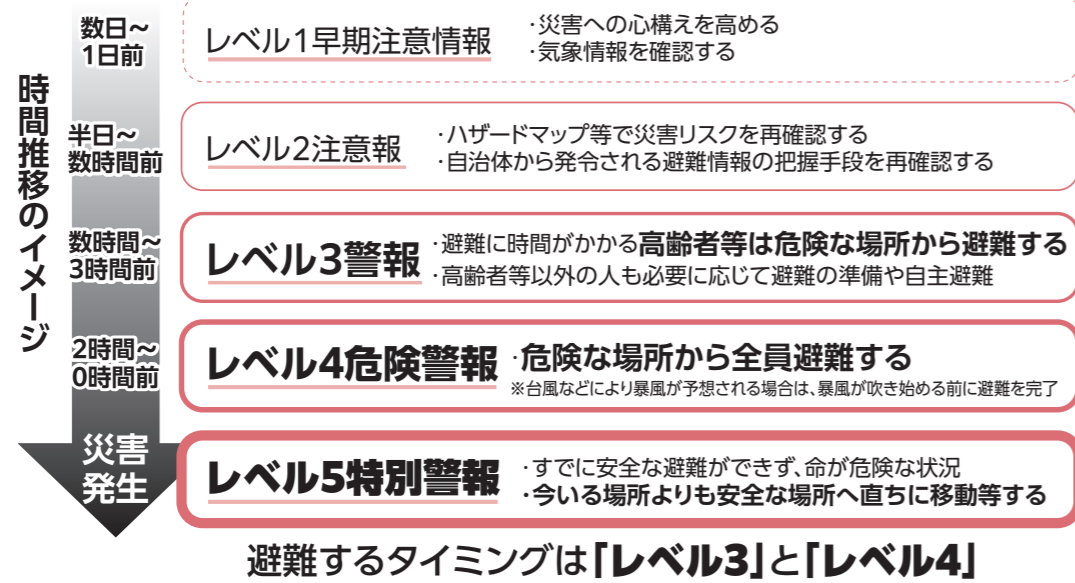


■警戒レベルと避難のタイミング

災害の危険が高まると、防災気象情報が発表されます。各レベルに応じてとるべき行動も変わります。



レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、避難指示等に十分留意し、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。
気象庁のホームページやテレビ、スマートフォン、町の防災行政無線などで最新の情報を小まめに確認し、早めの避難行動につなげましょう。

防災気象情報が分かりやすくなりました！ ～「レベル」に合わせた避難行動をとりましょう～

防災気象情報は、令和8年5月29日から情報がよりシンプルとなり、実際の気象情報と、とるべき避難行動との関係が分かりやすくなりました。

※防災気象情報とは、大雨や台風などによる災害の危険度を段階的に伝え、避難行動につなげるために、気象庁が発表している情報です。

☎自治防災課 ☎581・2121内線373

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

■警報・注意報に「レベル」が付くようになりました

全ての防災気象情報に「警戒レベル(1~5)」が付けられることにより、各情報が発表された際、数字を見ることで危険度の高さやとるべき行動が直感的に判断しやすくなります。

■河川氾濫に関する特別警報が新設されました

河川氾濫に関する特別警報として、新たに「レベル5」氾濫特別警報の運用が開始されました。「レベル5」氾濫特別警報は、洪水予報河川において氾濫が差し迫ったときに発表されます。

■「危険警報」が新たに追加されました

「レベル4」相当の情報として「危険警報」が新設されました。これは「全員避難が必要な段階」を示す重要な情報です。

■気象防災速報が新設されました

これまで警報や注意報などの気象情報に補足する情報として発表されていた、さまざまな情報が「気象防災速報」「気象解説情報」の2つのカテゴリーに分類されて発表されるようになり、各気象情報の状況が伝わりやすくなりました。

気象防災速報

現在発生している気象現象を速報的に伝える情報

気象解説情報

現在や今後の気象状況を網羅的に解説する情報

「気象防災速報」は警報や注意報などの気象情報に加えて、現在発生している極端な現象(線状降水帯の発生、記録的大雨、竜巻等)を素早く伝える情報です。
気象防災速報が出たときは、短時間で危険が高まるおそれがあります。気象防災速報は、避難指示の発令ではありませんが、避難情報の確認や避難判断を前倒しで行うことが大切です。

ご利用ください！ 家具転倒防止器具設置事業

地震による被害を最小限に抑えるため、町では家具の転倒防止器具(L型金具)の設置を支援しています。この機会に、家庭内の安全対策を見直してみたいかがでしょうか。
万が一、家具が転倒してしまうおそれを考え、安全な位置に家具を固定し、安心できる環境づくりを心がけましょう。

- ▼対象／町内在住の65歳以上の高齢者のみの世帯、町内在住の65歳以上の高齢者と中学生以下の者の世帯
- ▼対象家具／タンス、食器棚、本棚等
- ※壁や柱にL型金具で固定します。
- ▼設置費用／無料(1世帯につき家具3台まで)
- ※申請は1世帯につき1回のみです。
- ※予算額に達した時点で受付終了となります。

- ▼申請方法／申請書に必要事項を記入の上、自治防災課へ提出してください。申請書は、同課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。
- ▼その他／借家の場合は、家主の承諾が必要です。

☎自治防災課
☎581・2121内線373



町民税・県民税(個人住民税)および森林環境税のお知らせ

令和8年度の町民税・県民税および森林環境税(国税)は、令和8年1月1日に寄居町在住の方が対象となり、令和7年中の所得に課税されます。6月10日(水)に普通徴収の納税通知書を発送します。普通徴収の納税通知書をお申し込みし、給与からの特別徴収分の納税通知書は5月に発送済みです。

- ▼普通徴収
納付書や口座振替により、6月、8月、10月、12月の年4回の納期で納める方法です。納付書が同封されている方は金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(キャッシュレス決済でも納付できます)。口座振替の方は振替口座の残高確認をお願いします。
- ▼給与からの特別徴収
給与支払者が、納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を差し引き、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法です。
- ▼公的年金からの特別徴収
公的年金の年金保険者が、納税義務者の年金から公的年金所得に係る特別徴収税額を差し引き、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年6回で納税義務者に代わって納める方法です。

☎ 国税務課 ☎581・2121
内線154・156